

高知大学教授（連携大学院）等選考規則

平成17年3月29日
規則第478号

最終改正 平成31年4月26日規則第15号

（趣旨）

第1条 本学と教育・研究に関する協定を結ぶ機関に所属する者のうち、適当と認められる者に対しては、教育・研究を行う本学の部局名を付して教授（連携大学院）、准教授（連携大学院）、講師（連携大学院）又は助教（連携大学院）（以下「教授（連携大学院）等」という。）の名称付与をすることができる。

（付与要件）

第2条 教授（連携大学院）等の付与要件は、大学設置・学校法人審議会又は研究科委員会において、本学大学院の教員（連携大学院方式のものに限る。）としての資格を有するとされた者とする。

（選考）

第3条 教授（連携大学院）等の選考は、学長が行う。

2 学長は、当該選考において、専攻会議の推薦を経て行うものとする。

（本人への了知）

第4条 教授（連携大学院）等の名称を付与する場合は、別紙様式により、本人に了知させるものとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年7月5日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月12日規則第96号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第119号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日規則第15号）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

別紙様式（第4条関係）

氏 名

高知大学〇〇〇〇教授（准教授、講師、助教）

（連携大学院）の名称を付与する

付与する期間は 年 月 日から 年

月 日までとする

年 月 日

高知大学長

印